

答 申

1 審議会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成23年7月15日付けで行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、福岡県〇〇警察署〇〇交番サービス日誌（平成〇〇年〇〇月〇〇日分。以下「本件サービス日誌」という。）に記載された審査請求人の個人情報である。

実施機関は、本件個人情報のうち、事案の届出者に関する情報（以下「本件個人情報1」という。）については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）及び第4号（行政運営情報）に、また、警部補以下の階級にある警察官の氏名（以下「本件個人情報2」という。）については、条例第14条第1項第6号（警察職員情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成23年6月30日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成23年7月15日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成23年7月21日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張要旨は、次のとおりである。

(1) 審査請求人は、マンションの管理人より嫌がらせ等を受け、ストレス障害になった。また、管理人は、審査請求人が受けた水漏れ、騒音などの被害に口を出し、審査請求人をうつ状態にさせた。

(2) 裁判に使うため開示して欲しい。

- (3) 管理人は、大家のようにふるまい、審査請求人に対して、「バカ、売って出て行け」と言い、自らの職務怠慢を隠蔽するために、審査請求人が業務妨害をしたとして、警察を呼ぼうとしていた。管理人が警察を呼んだのは明らかである。
- (4) 審査請求人は、業務妨害などしておらず、審査請求人の電話番号も違うため、通報者の名前を開示して欲しい。
- (5) 警官は、審査請求人に対し「奥さん」、「男みつけんね」等の発言をし、計8名ほどでストレスを与え続けた。

5 実施機関の説明要旨

審査請求に対する実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

(1) 本件個人情報1について

ア 本件個人情報1は、届出者の人定事項、届出の内容及び警察が事案の端緒を入手した経緯等が含まれている情報であり、開示請求者以外の個人に関する情報である。

本件個人情報1を開示することで届出者が特定されると、その結果、逆恨み等から届出者の生命、身体、財産に不法な侵害が加えられることも考えられ、危害が加えられるまでに至らなくても、威圧や脅迫を受けて、日常生活を脅かされる等のおそれがある。

したがって、本件個人情報1は、開示することにより、届出者個人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第14条第1項第1号に該当する。

イ 本件個人情報1を開示すると、届出者との信頼関係が崩れ、今後、警察への届出を躊躇するなど県民からの協力が得られなくなり、地域警察活動の適正、円滑な運営に支障を来すおそれがある。

したがって、本件個人情報1は、開示することにより、当該事務の性質上当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第14条第1項第4号に該当する。

(2) 本件個人情報2について

本件個人情報2は、警部補以下の職員の氏名であり、福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則（平成18年3月24日福岡県公安委員会規則第7号。以下「本件規則」という。）で定める「警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職を除く警察職員の氏名」に該当する。

したがって、本件個人情報2は、条例第14条第1項第6号に該当する。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格について

交番サービス日誌とは、福岡県地域警察運営規程（平成元年福岡県警察本部訓令第20号）第48条に基づき、交番等に勤務する警察官が事案を認知し、現場へ出動した際の活動状況を署長等に報告するために作成するものである。作成に当たっては、「取扱事項」欄、「時刻（所要時間）」欄及び「内容（日時・場所・関係者・事案の概要・処理結果・取扱者等）」欄に必要事項を記載することとなっている。

本件サービス日誌には、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時〇〇分頃及び同月〇〇日午前〇〇時〇〇分頃に、審査請求人方の異常発報装置が作動している旨の届出があり、福岡県〇〇警察署〇〇交番の警察官が、審査請求人方へ出動し、安否確認等を行った事案（以下「本件事案」という。）について、記録されている。

(2) 本件個人情報の内容について

ア 本件個人情報1について

本件個人情報1は、本件サービス日誌の「内容」欄に記載された届出者に関する氏名等の情報、届出内容及び「取扱事項」欄に記載された届出の状況である。

イ 本件個人情報2について

本件個人情報2は、本件サービス日誌の「勤務員」欄及び「内容」欄の末尾に記載された警察官の氏名である。

(3) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人の情報が含まれている場合において、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする旨を定めたものである。

なお、開示請求者以外の個人の情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合や何人でも知り得る情報である場合等は、正当な利益を害することにならないことから、これを開示すべきである。

イ 該当性の判断

本件個人情報1は、本件事案に関する届出者の氏名等、具体的な届出内容及び届出状況に関する情報である。

これらは、審査請求人以外の個人に関する情報であって、開示することにより、届出者のプライバシーその他の利益を害するおそれがあると認められ

る。

そして、本件個人情報1は、審査請求人がこれを当然に知っている立場にあることが明らかであるとはいえず、また、何人でも知り得る情報であるともいえない。

したがって、実施機関が、本件個人情報1について、条例第14条第1項第1号に該当すると判断し、不開示としたことは妥当である。

なお、実施機関は、本件個人情報1について条例第14条第1項第4号該当性も主張しているが、本件個人情報1については、既に条例第14条第1項第1号に該当し、不開示が妥当であると認められるため、実施機関が主張する同号該当性については判断を行わない。

(4) 条例第14条第1項第6号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、警察職員の氏名について、これを開示した場合、適正な職務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名については、不開示とする旨を定めたものである。

公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名については、本件規則において、「警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職を除く警察職員の氏名とする。」と規定されている。

イ 該当性の判断

本件個人情報2は、当審議会において確認したところ、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、本件規則で定める一定の職にある警察職員等の氏名に該当すると認められる。

したがって、実施機関が、本件個人情報2について、条例第14条第1項第6号に該当すると判断し、不開示としたことは妥当である。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件事案について種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った個人情報の不開示決定等の妥当性を判断する機関である当審議会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。